

「(仮称)練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例(素案)」の概要

1 条例制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」(以下「分権法」という。)が平成25年6月14日に公布されたことにより、介護保険法(平成9年法律第123号)が改正されたほか、関連する法令についても改正が行われた。

これらの改正により、従来、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)において定めていた「地域包括支援センターの人員および運営に関する基準」について、区の条例で定めることとされた。これを受け、区として新たにこれらの基準について条例を制定する。

条例制定に当たっては、①「従うべき基準」(厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの)、②「参酌すべき基準」(厚生労働省令で定める基準を参酌するもの)が示されている。区では国の基準を踏まえ、区の基準を定めることとする。

2 対象とする事項

「地域包括支援センター」に関する事項

3 条例の根拠・基準となる法令

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)

4 区の考え方

分権法による改正後の介護保険法第115条の46第4項により、地方公共団体の条例で定めることとされた基準について、分権法に基づき「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に該当するとされた項目について、以下のとおり整理する。

① 「従うべき基準」

- ア 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその業務に従事する常勤の職員の員数
- (7) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (8) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (9) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

イ アにかかわらず、つぎの(7)から(9)までのいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

- (7) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の市町村に設置する場合
 - (イ) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村等であって、アの基準によっては効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会に認められた場合
 - (ウ) 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会に認められた場合
- 別表

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	アの(7)から(ウ)までに掲げる者のうちから1人または2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	アの(7)から(ウ)までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤のアの(7)に掲げる者1人およびアの(イ)または(ウ)に掲げる者のいずれか1人

⇒ イの(7)および(イ)については、当区への適用がないため、規定しない。

② 区独自の規定

上記①イの(ウ)については国の基準どおりとし、次のとおり区独自の規定を定める。

ア 区における事業の実施状況を踏まえ、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合に地域包括支援センターに置くべき職員に係る基準および当該職員の員数に関する基準を、次のとおり定める。

1 の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、上記①アに規定する職員の員数に、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、上記①イの別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員を加えた員数とする。

イ 医療介護分野における人材の社会的状況を踏まえ、地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数について、次のとおり付則で経過措置を定める。

条例施行の日から平成28年3月31日までの間に限り、上記①アの規定に基づき置くべき保健師その他これに準ずる者等の確保につき困難な事情があるときは、地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ区長と協議することにより、介護支援専門員の資格を有し、老人福祉法(昭和33年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの相談業務その他の老人福祉に関する相談業務に1年以上の経験を有する者を置くことができる。

その他は、施行規則で定める国の基準どおりとする。

③ 「参酌すべき基準」

①および②に規定する項目以外の地域包括支援センターの運営に関する基準

ア 地域包括支援センターは、上記①アに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、改正後の介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように支援し、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

イ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

⇒ 地域包括支援センターが本来果たすべき役割や確保すべき運営方針を内容としており、省令で定める基準どおりとする。

【主な基準】

区分	項目	主な内容		
		国の基準の概要	条例内容	
地域包括支援センター	従うべき基準	職員および当該職員の員数	ア 改正後の介護保険法第115条の46第4項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数 第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその業務に従事する常勤職員の員数 (1) 保健師その他これに準ずるもの 1人 (2) 社会福祉その他これに準ずるもの 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずるもの 1人 イ 3,000人未満の生活圏域に設置する場合、合併市町村等の場合および地理的条件その他の条件から地域包括支援センターを設置する必要がある場合における員数	国の基準と同じ ※3,000人未満の生活圏域に設置する場合および合併市町村等の場合については、当区への適用はないため、規定しない。 ※区における事業の実施状況を踏まえ、担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合に地域包括支援センターに置くべき職員に係る基準および当該職員の員数に関する基準を、次のとおり定める。 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超える場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、アに規定する職員の員数に、第1号被保険者の数から6,000人を減じた上で、イに定め

区分	項目	主な内容	
		国の基準の概要	条例内容
地域包括支援センター	従うべき基準		<p>る人員を加えた員数とする。</p> <p>※また、医療介護分野における人材の社会的状況を踏まえ、地域包括支援センターの職員に係る基準および当該職員の員数について、次のとおり経過措置を定める。</p> <p>条例施行の日から平成28年3月31日までの間に限り、アの規定に基づき置くべき保健師その他これに準ずる者等の確保につき困難な事情があるときは、地域包括支援センターの設置者は、あらかじめ区長と協議することにより、介護支援専門員の資格を有し、老人福祉法第20条(昭和33年法律第133号)の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの相談業務その他の老人福祉に関する相談業務に1年以上の経験を有する者を置くこと</p>

区分	項目	主な内容	
		国の基準の概要	条例内容
地域包括支援センター	従うべき基準		ができる。
	参酌すべき基準	<p>職員および当該職員の員数以外の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施することにより、介護給付等の利用を導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 ・地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。 	国の基準と同じ